

カレコ・カーシェアリングクラブ 会員規約の改定について(詳細)

下記の項目について、当クラブの会員規約を改定いたします。「旧」に記載されている内容から、「新」の内容に変更となります。
2014年7月1日から施行します。

No	項目	条項	変更内容
1	個人会員の意思表示の確認に関する改定	会員規約 第20条	旧 第20条(オンラインによる意思表示等の特則) 1.当社は、入会申込、登録運転者の登録・変更、その他一定の手続の全部又は一部について、書面の提出に代えて、オンラインによる意思表示を行うことを認めることがあります。この場合、当社の定めるところに従い、会員からオンラインによる意思表示があった場合には本規約において定める書面の提出があったものとみなすものとします。
			新 第20条(オンライン又は電子メールアドレスによる意思表示等の特則) 1.当社は、入会申込、登録運転者の登録・変更、その他一定の手続の全部又は一部について、書面の提出に代えて、オンライン又は当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示を行うことを認めることがあります。この場合、当社の定めるところに従い、会員からオンライン又は当社に届出した電子メールアドレスによる意思表示があった場合には本規約において定める書面の提出があったものとみなすものとします。